

Brexit とイギリス憲法

—2017年のミラー事件最高裁判決に触れて—

慶応義塾大学EU研究会報告
加藤紘捷（日本大学法学部）

このたび、私に与えられたテーマは、ミラー事件の高等法院合議法廷判決から最高裁判所判決に至る判例を検証し、イギリス憲法上の意味を探ること。とりわけ2016年6月23日に行われた国民投票の結果を受けて、(1) TEU 50条に基づきEUからの脱退通告を行おうと、政府が依拠しようとした国王大権とはイギリス憲法上如何なるもので、また大臣の国王大権行使によるEUからの脱退通告は議会の事前の承認なしに憲法上許されるか、さらには、(2) そもそも、政治的主権者である国民が出したEUからの離脱の回答は法的主権者としての議会を拘束するのか、これについても最高裁判決理由をイギリス憲法の見地から考察した。

前者については、17世紀の名誉革命により国王に残存した国王大権のうち、国王の条約締結権とはイギリス憲法上どのような範囲と限界をもつか、このたびのミラー事件の最高裁が下した判決を考察し、EUからの脱退によりイギリス法の変更を伴う政府の大権行使は許されないとする判決理由を検証した。

また、後者であるが、2015年国民投票法はそれにより実施された国民投票による結果をどう規定しているか、それを検証することにより、国民投票の結果は議会主権を法的に拘束しない、と判断した最高裁判決の判決理由を考察した。

むすびに替えて、上述の通り、本稿はミラー事件の最高裁判決の意味を探るとともに、その中で直接の争点にならなかったが、連合王国が当時の拡大ECに加盟して以来、一方に議会主権の原理、他方にEU法の優位性の原理について、1990年代の *Factortame* 事件で、議会主権は自発的な制約を引き受けたとみる画期的な貴族院判決が起きたが、このたびのミラー事件の最高裁判決をもって、これ以上の判例の発展の可能性は、未解決のままに終わった。その意味で、EU離脱に際してイギリス憲法上の議会主権の通説的解釈に関して最高裁はそのオーソドクシーをなぞった感を否めない。

また、政府白書「UKのEUからの離脱とEUとのあらたなパートナーシップ」について若干考察し、それに沿って、一審の高等法院判決及び最高裁判決が言及したEU法上の諸権利をどうすべきか、今後の取り扱いについても触れた。